平成２９年１０月

**ブランドのサンダルが税関で留められた**

**（ネット通販の注文は慎重に）**

【相談】インターネットでブランドのサンダルを注文し、クレジットで決済した。商品が届かず不安に思っていたところ、税関から書類が届いた。その書類には、商品は中国から発送され、偽ブランド品の可能性があるため税関で留めていると書いてある。どうすべきか。

【アドバイス】知的財産侵害物品（偽ブランド品など）の輸出入は禁止されています。税関で知的財産を侵害していると疑われる物品が発見された場合、その物品が知的財産を侵害しているかどうかを認定するための認定手続きが開始されます。

　本事例についても、商標権の侵害する物品に該当する疑いがあるとしてこの手続きが行われることになったため、物品は税関に留め置かれたようです。そして、相談者には「認定手続き開始通知」が届きました。この通知に対して異議がある場合は、その旨の意見を期限内に提出することになります。意見書を提出しなければ、知的財産を侵害する物品として認定され、税関が処分します。

　相談者は有名ブランド品を格安で購入できると信じて注文しました。しかし、実際は偽ブランド品の疑いがあるとわかったことから、商品を受け取りたくないという気持ちでした。そこで、次のような対応を助言しました。

1. 税関には意見書を提出しない。

　②販売業者には税関からの通知内容と商品は偽物だと思われるので受け取るつもり

はないと伝え、解約を申し出る。

　③クレジット会社にも、今回の経緯を伝え請求を止めてもらうなどの対応を依頼す

る。

　インターネット通販のトラブルは、偽ブランド品のほか、商品が届かない、事業者

と連絡が取れないなどです。注文前にはホームページの記載内容（事業者名、連絡

先、返品についてなど）を慎重に確認しましょう。

　**消費者ホットライン＝電話１８８**（泣き寝入りはいやや！）　お近くの消費生活センターにつながります。